



宮崎市療育等支援事業について



☆実施主体

宮崎市

☆事業の内容

①在宅訪問療育等支援事業

家庭に訪問して、子ども及び保護者に対し療育や相談等の支援をする

②在宅支援外来療育等支援事業

子ども及び保護者がわかば園に来園して頂き、療育や相談等の支援をする

③施設支援事業

保育園（所）、幼稚園、認定こども園の先生方と共に、集団の中での子どもの育ちを確認したり、個別対応の方法を考えたりする

☆療育等支援の役割

◎子育てを支援する

- ・保護者の困り感や気づきに寄り添い、子どもの発達特性について説明することができる
- ・保護者に対し、子どもへの関わり方を、実践を通して伝えることができる
- ・保護者に対し、必要に応じた関係機関等の場の提供をすることができる

◎子どもの困り感に早期に気づき支援する

- ・施設支援事業を行うことで、子どもの発達特性に応じた環境づくりや対応を考えていくことができる。
- ・療育等支援事業の3つの事業を相互に活用することで子どもに必要な療育等支援を行うことができる

☆委託場所

- ・宮崎市総合発達支援センター おおぞら
- ・ひまわり学園
- ・児童発達支援センター わかば園

☆連携する関係機関

- ・宮崎市各保健センター 保健師
- ・国富町保健センター 保健師
- ・綾町役場 福祉保健課健康センター 保健師
- ・宮崎市内の特別支援学校 特別支援教育コーディネーター
- ・言語聴覚士、作業療法士等の専門職

☆連携する療育機関

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業所

☆連携する子育て支援機関

- ・跡江保育所親子通園 ゆらりん
- ・親子教室 すきっぷ

☆施設支援事業の方法

保育所（園）、幼稚園、
認定こども園の所長・園長 ⇒ 電話にて受付 ⇒ 実施 ⇒ 関係機関との連携
または主任保育士・主任教諭

対象児

- ①保護者の困り感や気づきがあり、訪問者が子どもの様子を観察することに同意が得られた子ども
- ②担任の先生方が気になる（言葉、体の動き、理解、緊張、他害など）子ども
- ③担任の先生方が対応に不安や困り感を抱いている子ども

方法

- ①担任の先生が活動を展開して、訪問者が子どもの様子を観察する方法
- ②訪問者が活動を展開して、担任の先生に客観的に子どもの様子を観察して頂く方法

内容

- ・子どもの様子観察および活動の展開…1時間ぐらい
- ・協議…1時間ぐらい

その他

- ①子どもの育ちに関する勉強会やわかば園の視察研修を施設支援で行うことができます。
- ②施設支援に際し保護者の同意が得られた場合は、施設支援から在宅訪問療育等支援や在宅支援外来療育等支援につなげていくことができます。
- ③在宅訪問療育等支援や在宅支援外来療育等支援を利用した方が保育所等へ入園される（されている）場合は、訪問者の保育所等への訪問をお願いすることがあります。

☆在宅訪問療育等支援事業・在宅支援外来療育等支援事業の方法

保護者 ⇒ 電話にて受付 ⇒ 家庭訪問またはわかば園に来園 ⇒ 計画・実施 ⇒ 関係機関との連携

対象者

- ・子育てや子どもの育ちに不安や困り感、気づきがある保護者とその子ども

内容

- ・個別や集団の方法で親子あそびを実施する
- ・発達に関する相談を実施する。

☆お問い合わせ先

児童発達支援センターわかば園

TEL 39-5830 FAX 39-5802

Mail wakabaen@tomoe-kai.or.jp